

ト	国民年金からのお知らせ	保険料の支払いは お得な前納と口座振替で	1
ピ	ほたるまつりスタッフ募集	みんなで盛り上げよう！ 今年のほたるまつり	1
ツ	パブリックコメントを募集	男女共同参画推進計画（案）に対する市民意見を募集	2
ク	公共交通シンポジウムが開催	地域交通施策に関する緊急課題と今後を考える	4
ス	消費生活相談コーナー	検査と称し、強引に取り付けられてしまった浄水器	6

国民年金からのお知らせ

平成19年4月分からの国民年金保険料 口座振替での前納手続きは2月末までに

割引があって
お得です！

平成19年4月分から、口座振替で「1年前納（1年分まとめて納付）」や「6ヶ月前納（6ヶ月分まとめて納付）」を希望される場合は、平成19年2月末までに手続きをしてください。

また現在、口座振替で他の振替方法を利用されている方が1年前納や6ヶ月前納を希望される場合も変更手続きが必要です。手数料は不要です。手続きは口座振替を希望される金融機関等の窓口で！

※すでに口座振替で前納している人は、再度のお申込みは必要ありません。

口座振替を利用した場合の保険料額【平成19年度（予定）】

振替方法	内 容	支払い回数/年	保険料額/年 ()は支払い1回あたり	割引額/年
1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替	1回	165,650円	3,550円
6ヶ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末に、10月から翌3月分までの保険料を10月末に振替	2回	167,280円 (83,640円)×2回	1,920円
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	12回	168,600円 (14,050円)×12回	600円
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	12回	169,200円 (14,100円)×12回	0円

お問い合わせ 滋賀社会保険事務局彦根事務所 国民年金業務課 ☎ 0749-23-1114



毎年多くの来場者でにぎわう「ほたるまつり」は米原市が誇る美しい自然を全国に発信する絶好の機会です。この「ほたるまつり」を支えているのはボランティアスタッフのみなさんです。

ホテルが好きな方やほたるまつりに興味のある方はもちろん、「こんなことやってみたい…」、「何かに夢中になりたい…」と思っている方、ほたるまつりにあなたの力を貸していただけませんか。

一緒にまつりを創りあげていくスタッフを募集しています。

お問い合わせ 米原市天の川ホテルまつり実行委員会事務局（伊吹庁舎 商工観光課内）
☎ 58-2227 ☎ 58-1197 Eメール syoukan@city.maibara.shiga.jp

「米原市男女共同参画推進計画」を

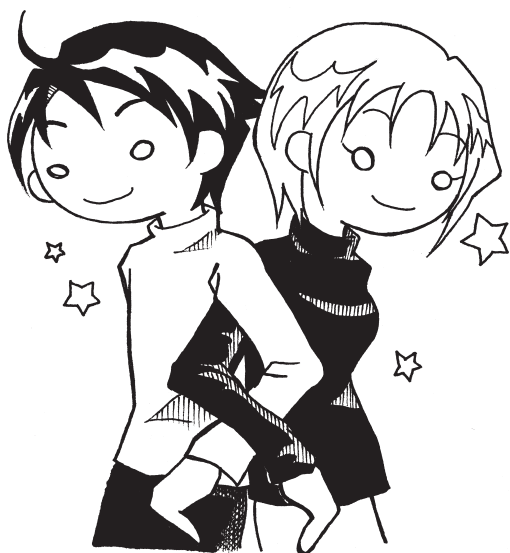
策定します

計画（素案）に対する市民意見を募集します

市では、性別に関わらず、だれもが自らの意思によって多様な生き方を選択することができるまち、お互いを認め合い、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指した「米原市男女共同参画推進計画」の策定を進めています。

昨年3月に実施した市民意識調査の結果などをもとに、「米原市男女共同参画懇話会」の場で検討を重ね、このたび「基本理念・基本目標」などを定めた計画（素案）をまとめました。

この計画（素案）について、市民の皆さんのご意見を募集します。

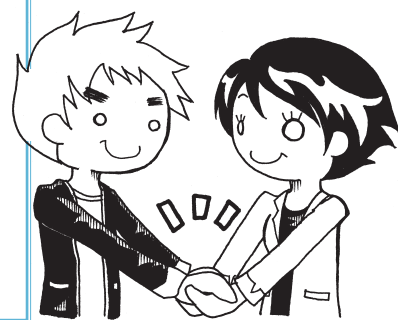


計画の基本理念

「女と男がともに認めあい 互いに自分らしく
いきいきと暮らせるまち」をめざします

21世紀を迎えた今、少子高齢化、高度情報化、経済活動の低迷など社会経済環境が急速に変化する中で、一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会が求められています。日本国憲法には、「すべての国民が法の下に平等であり、性別によって差別されず、個人として尊重される」とうたわれています。この憲法の理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる男女共同参画社会基本法が制定されました。

市では、この基本法をふまえ、男女がともに認め合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野にともに参画し、その個性と能力を十分に発揮でき、お互いに自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。



参加者募集中

男女共同参画講演会

参加
無料

企業の
研修啓発担当者の方もぜひ

～女性の能力が発揮できる環境づくりと企業・社会の利益～



弁護士 中島通子さん

とき 3月7日（水）午後2時～

ところ 勤労者福祉会館「臨湖」（長浜市）

内容 ・講演「働く女性が能力を発揮できる雇用環境について～男女共同参画・人権・CSRの観点から～」
弁護士 中島通子さん

・現状報告「公正な採用選考について」（財）滋賀県人権センター 丸本千悟さん

申・問 人権協働課 ☎ 52-6629 ☎ 52-4539 滋賀県湖北地域振興局地域振興課 ☎ 65-6603 ☎ 65-6676

計画に掲げる5つの基本目標

① 男女の人権尊重と男女共同参画の意識づくり

重点課題 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の方向

- 1 男女がともに責任を担う家庭づくり
- 2 男女の共同参画によって築く住みよい地域社会づくり
- 3 男女共同参画の視点にたった保育・教育
- 4 男女がともに働きやすい、活力のある職場づくり
- 5 国際理解と国際交流の推進

重点課題 男女の人権の尊重

施策の方向

- 1 男女の人権が尊重される意識づくり
- 2 男女間・子どもに対するあらゆる暴力の根絶
- 3 セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止対策の推進

④ 安心して暮らせるまちづくり

重点課題 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

施策の方向

- 1 母性の尊重と母子保健の充実
- 2 生涯にわたる心身の健康保持と増進
- 3 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重

重点課題 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの生活安定と自立支援

施策の方向

- 1 高齢者の生活安定と自立支援
- 2 障がいのある人の生活安定と自立支援
- 3 ひとり親家庭などの生活安定と自立支援



② あらゆる分野への男女共同参画の推進

重点課題 政策・方針決定の場への女性の登用促進

施策の方向

- 1 審議会・委員会等への女性の登用促進
- 2 管理職等への女性の登用促進

重点課題 生涯学習・地域活動への男女共同参画の推進

施策の方向

- 1 生涯学習・地域活動などへの男女共同参画促進
- 2 男女共同参画団体・リーダーの育成・支援

③ 就業環境と就業条件の整備

重点課題 就業機会の確保と労働環境の改善

施策の方向

- 1 男女の雇用機会均等の推進
- 2 職業能力の向上・支援
- 3 ゆとりある労働環境の整備
- 4 農林・水産・商工業における男女共同参画の推進

重点課題 男女の仕事と家庭生活の両立支援

施策の方向

- 1 子育てのための社会的支援
- 2 仕事と家庭生活の両立支援



⑤ 推進体制の整備・充実

重点課題 推進体制の整備・充実

施策の方向

- 1 庁内推進体制の整備・強化
- 2 市と事業者・各種団体等との協働と連携
- 3 男女共同参画センター機能の充実
- 4 相談体制の整備および相談員の育成
- 5 推進計画の進行管理

男女共同参画推進計画(素案)に対するパブリック・コメント(市民意見)を募集します。

募集期間 2月15日(木)～3月15日(木)

今後、市民の皆さんから寄せられるご意見等を参考に、「米原市男女共同参画推進計画」を策定します。

★素案の閲覧場所 市役所各庁舎・各市立図書館の「情報プラザ」、各行政サービスセンター
市の公式サイト(ホームページ) <http://www.city.maibara.shiga.jp>

★意見等の提出方法 閲覧場所への直接持参、郵送、FAX、Eメール

★意見等の提出先 〔郵送〕〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地 米原市役所 人権協働課
〔FAX〕52-4539 〔Eメール〕 jinken@city.maibara.shiga.jp

※匿名による意見等は受付することができません。必ず、氏名・住所・連絡先を明記してください。



お知らせ

2月の税等料金

～納税は便利な口座振替で～

- ▶ 国民健康保険税 第9期
- ▶ 保育園保育料 2月分
- ▶ 介護保険料 第9期
- ▶ 水道料金 2月分（11～12月使用量を1/2したもの）
- ▶ 下水道使用料 2月分
 - ・ 山東・伊吹・米原地域（11～12月汚水量を1/2したもの）
 - ・ 近江地域（10～11月汚水量を1/2したもの）

※口座振替日・納期限2月28日（水）
問 市 税務課（近江庁舎）
 ☎ 52-1556 FAX 52-8730



講座

職業生活設計セミナー

- ① 老齢年金の応用編
 ～利口な社会保険受給のために～
 開催日▶3月2日（金）
 会場▶長浜商工会議所
- ② 定年前後の社保手続き
 開催日▶3月16日（金）
 会場▶ひこね燦ばれす

①②とも

時間▶13時30分～15時30分

定員▶20人

※申込みは開催日前日までに下記まで

申・問

滋賀県高齢期雇用就業支援コーナー

☎ 077-527-2201

FAX 077-527-2230

Eメール koureiki@ex.biwa.ne.jp



募集

市営住宅の入居者募集

募集物件▶米原市 樋口団地 1戸
 受付期間▶2月13日（火）～21日（水）の8時30分～17時15分（土・日は除く）

入居決定の時期▶3月中旬頃

入居できる時期▶3月下旬頃

申込方法▶本人または同居親族の方が、建設課へ申込書を提出してください。（申込書の交付は、受付期間中に同課で行います。）

問 市 建設課（近江庁舎）

☎ 52-6925 FAX 52-8790

「米原市交通安全対策会議」 公募委員を募集

交通事故のない明るいまちの実現に向けて、平成22年度までを計画期間とした米原市交通安全計画を策定するため、米原市交通安全対策会議の委員を募集します。

募集人員▶2人以内

任期▶平成19年4月1日から平成23年3月31日まで

報酬▶会議出席1回につき4,000円

応募資格▶市内に在住、在勤、または在学の20歳以上の方

募集期間▶2月15日（木）から28日（水）まで（必着）

申・問 市 防災安全課（近江庁舎）

☎ 52-6630 FAX 52-6930

Eメール bousai@city.maibara.shiga.jp

「米原市水道運営審議会」 公募委員を募集

水道事業の運営等について必要な事項を調査審議する「水道運営審議会」委員を募集します。

募集人数▶4人以内

任期▶平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

報酬▶会議出席1回につき4,000円

コミュニティバス 乗り合いタクシー 公共交通に関するシンポジウム

とき 2月23日（金） 13時30分～16時

ところ 滋賀県立文化産業交流会館・小劇場

入場は無料です。皆様のご参加をお待ちしています。

内容

■基調講演

『地域協働の途上に10年後を見よ！』

～地域交通施策と限界集落をめぐる緊急事態と
制度改正、そして展望～

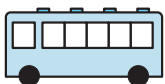
大阪外国語大学教授 森栗 茂一氏

■事例発表

『地域の今を知る！』

～地域の現状はどうなっているのか～

発表／米原市、滋賀県、彦根市、長浜市、高月町



問 湖北地方地域経済基盤強化対策協議会事務局
 （米原市 政策推進部 総合政策課内）

☎ 52-6626 FAX 52-5195

相続登記の無料相談

～2月は「相続登記はお済みですか月間」です～

土地や建物などの不動産は相続財産の中でも高価なものですが、相続（親などが亡くなって）しても登記をしていない人や手続きを忘れていた人が意外と多いものです。不動産を亡くなった人の名義のままにしておきますと、相続人の数が増え、売るときや担保に入れて融資を受けようとするとき、速やかに登記ができず困ることが多くあります。相続登記は放っておくほど手間と費用がかかりますので、登記手続きは早めにしておきましょう。

期間中、滋賀県内の各司法書士事務所では、相続登記の無料相談を実施しています。この機会にぜひご利用ください。

問 滋賀県司法書士会 ☎ 077-525-1093



応募資格▶市内在住・在勤の20歳以上の方（ただし、長浜水道企業団の給水区域のみに在住または在勤の方は除きます）

募集期間▶2月15日（木）から3月7日（水）まで

〒 52-6923 52-4858
Eメール suidou@city.maibara.shiga.jp

「米原市下水道事業審議会」 公募委員を募集

下水道事業の重要な事項について調査審議する「下水道事業審議会」委員を募集します。

募集人数▶5人以内

任期▶平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

報酬▶会議出席1回につき4,000円

応募資格▶市内在住・在勤の20歳以上の方

募集期間▶2月26日（月）から3月9日（金）まで

〒 52-6924 52-4858

Eメール gesuidou@city.maibara.shiga.jp



ポリテックビジョン滋賀2007

滋賀職業能力開発短期大学校は、県下唯一の工科系短大です。本校でものづくりの楽しさ、奥深さを味わってみませんか？

日時▶3月9日（金）・10日（土）

場所▶滋賀職業能力開発短期大学校（近江八幡市古川町・JR篠原駅から徒歩10分）

内容▶①ものづくり教室（エコエンジン・家づくり体験等）

②講演会

③学生の研究発表及び作品展示会

④学校説明会

※「ものづくり教室」のみ、中高生を対象とし、事前のお申込みが必要です。

参加費▶無料

〒 0748-31-2250（代）

http://www.ehdo.go.jp/shiga/shiga-pc

～ひとりで悩まないで～ 第18回“全国親の会”彦根大会

不登校・ひきこもり・摂食障害等子どもの心の問題について悩んでいる方、子育てが上手くいかずイライラしてしまうことがある方、自分自身なんだか生きづらいと感じている方、家族の問題で悩んでいる方、それぞれの問題を一緒に考えてみませんか？

日時▶3月4日（日）10時30分～16時15分

会場▶ひこね文化プラザ

参加費▶無料（申込みが必要です）

定員▶200人

講師▶金盛浦子氏（東京心理教育研究所所長 臨床心理士）

内容▶体験談発表と質疑応答、自律訓練法とグループディスカッション

〒 170-0005

東京都豊島区南大塚1-49-7

03-3942-5006

03-5940-4030

（火～土曜日の10時30分～15時）

http://www.toshima.ne.jp/~nposepy/

郵便局受持集配局等 の変更について

～伊吹郵便局の外務業務、山東郵便局で実施に～

市内の郵便局の取扱い業務の一部が統合されることになりました。

<おもな変更点>

①現在「伊吹郵便局」で実施している外務業務（郵便物の配達及び取り集め、為替貯金・簡易保険の集金事務等）を山東郵便局が行うこととなります。

②各郵便局の時間外窓口（ゆうゆう窓口）が廃止になります。

今回一旦廃止となるサービスに替わるサービス内容を現在検討しています。詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。

今後とも、地域の皆さまに親しまれる郵便局としてサービスの向上に努めて参りますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。

局名	現在の取扱い事務	変更期日以降の取扱い	変更期日
米原郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 窓口業務サービス 郵便物の配達及び取り集め 為替貯金・簡易保険の集金事務 	継続	3/12（月）
	<ul style="list-style-type: none"> 時間外窓口 	廃止	
山東郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 窓口業務サービス 郵便物の配達及び取り集め 為替貯金・簡易保険の集金事務 	継続	3/19（月）
	<ul style="list-style-type: none"> 時間外窓口 	廃止	
伊吹郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 窓口業務サービス 郵便物の配達及び取り集め 為替貯金・簡易保険の集金事務 	継続	3/19（月）
	<ul style="list-style-type: none"> 時間外窓口 	山東郵便局が実施 廃止	

平成19年10月1日、郵便局は民営・分社化に

米原郵便局及び山東郵便局は、郵便・貯金・保険の窓口業務と貯金保険の集金等の業務を行う「米原郵便局」及び「山東郵便局」と、郵便物の集配業務を行う「米原郵便局配達センター（仮称）」及び「山東郵便局配達センター（仮称）」に分かれてサービスを提供させていただきます。

〒 52-5653 55-0050
58-0050

水道の凍結にご注意ください!!

寒さが厳しくなると、水道管が凍って水が出なくなったり、凍結して破損したりする危険性が高くなります。お宅の水道は大丈夫ですか？

水道管を寒さから守りましょう。

★寒さから守るためには？

＜寒くなる前に＞

露出している水道管や蛇口に、布切れなどを巻きつけるか市販の保温チューブを取り付けてください。

＜冷え込みそうな夜には…＞

蛇口を少しあけて水を出しておくことで凍結しにくくなります。たまった水は洗濯などにご使用ください。

＜家を長期間留守にするときは…＞

メーターボックス内にある元栓(止水栓)を閉め、蛇口をあけて水抜きをしましょう。(元栓を開ける時は、蛇口がすべて閉まっていることを確認してください。)

★大変！こんなときは？

＜水が凍って出ない…＞

- ①蛇口をいっぱいに開けます。
- ②水道管や蛇口にタオルをかぶせ、ぬるま湯をゆっくりにかけて温めてください。

(注意) 直接熱湯をかけると、蛇口や水道管が破裂する恐れがあるだけでなく、やけどなど思わぬケガのもととなります。



＜水道管が破裂してしまった…＞

メーターボックス内にある元栓(止水栓)を閉め、米原市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

★積雪のシーズンです

万一来れば、メーターボックスや元栓(止水栓)の場所を確認し、降雪時には除雪をお願いします。

また、凍結破損による水道料金・水道管修理費は、すべて使用者の負担となりますのでご注意ください。

お問い合わせ 土木部 水道課 (近江庁舎) ☎ 52-6923 ㊚ 52-4858

消費生活相談コーナー



(事例)

ある日の夜9時頃、「水道水を検査します」と作業着姿の男性がやってきた。「うちの水は市の水道水を使っているから大丈夫だ。検査の必要はない」と断ったが、勝手に家の中に入ってきてしまった。検査に必要なと言われ、コップに水を汲んで渡したら、薬品のようなものが入れた。コップの水はすぐに黄色に変わり、それを見せながら、「お宅の水は、非常に汚れている。今までこんな汚い水を飲んでいたのか」と言われ、強引に浄水器を取り付けられてしまった。

水道水は、法律によつて塩素消毒が義務付けられており、蛇口で一定量以上の塩素が検出されなければならぬことが定められています。この規定を悪用し、塩素に反応する試薬を水道水に入れ、色が変わるのを見せて「汚れている」とウソを告げ、浄水器を売りつけようとする悪質業者が後を絶ちません。くれぐれもご注意ください。

なお、消費者が訪問販売で浄水器を契約した場合はクーリング・オフできます。すでに取り付けられている場合であっても、期間内に手続きすれば契約は解除できます。使用料等を支払う必要はなく、浄水器は業者の費用負担で回収されます。

このような相談が各地の消費生活相談窓口へ寄せられています。市内でも、「夜遅く訪問してきた業者が、勝手に家の中に入ってきてしまった」と、強引な浄水器の訪問販売に関する情報が寄せられています。

事例のようなケースのほかにも、「漏水検査」や「アンケート調査」などと称して訪問し、ドアを開かせようとするケースが見受けられます。

アンケートへの協力を承諾したら、「お礼に、簡単に取り付けられる浄水器を無料で差し上げます」と来訪を約束、結局、高額な浄水器を契約させられたというケースも発生しています。

不審な訪問者には、決してドアを開けないよう注意しましょう。

困ったときは

米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

直通 ☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

夜遅く訪問してきたり、昼間一人で留守番している高齢者に強引に契約を迫ったりする悪質な訪問販売業者が横行しています。くれぐれも注意を!!

浄水器の訪問販売
業者が勝手に

家に入ってきた

消費生活
緊急情報